



vol. 33 2015年3月

〒102-0093 千代田区平河町1-5-7-203

nf-staff@netlive.ne.jp

http://nofence.jp/

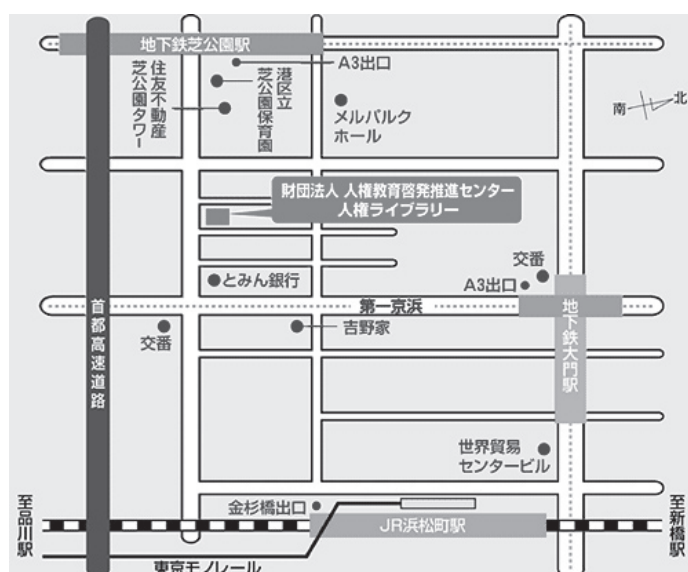
■■ NO FENCE 総会 & 講演会のご案内 ■■

日時 2015年4月11日(土)

会場 人権ライブラリー会議室

東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
TEL: 03-5777-1802

JR 浜松町駅 / 都営三田線芝公園駅 /
都営大江戸線・浅草線大門駅



第I部 NO FENCE 総会 (会員のみ) ……10時30分～12時00分

NO FENCE の活動報告と活動方針を討議する場です。会員の皆さん、ご参加ください。

第II部 講演会 (会員でない方も参加歓迎。参加無料。事前申し込み不要)

……13時00分～16時00分

講師：^{カンチャオルファン}姜哲煥氏 (北朝鮮強制収容所生存者, North Korea Strategy Center 代表) ほか調整中

日本から北朝鮮に渡った人たちに焦点を当てた講演と対話をおこなう予定。詳細は調整中です。

7年目に入る NO FENCE 活動の課題

副代表 小川 晴久

昨年12月、北朝鮮人権改善運動は国連安保理の正式議題になるところまで前進した。しかし当面、中国やロシアの拒否権があるため、安保理決議になるのは難しい。中国やロシアが棄権にまわるような大きな運動を展開することが、新たに求められている局面に入った。

ここまで全力を挙げて取り組んできたNGOのひとつとしては、この新しい課題に直面して、正直しんどい気持ちを隠せない。しかし地獄のような強制収容所が北朝鮮の山の中に少なくとも5つは存在する以上、それをなくす人権運動を止めるわけにいかない。

来月の4月13日でNO FENCEも7年目に入る。国連での取り組みは安保理の議題にまで進んだが、日本国内の認識は、国連の報告書（COI報告）ほど総合的でもなく、国民の認識は充分でないと思われる。以下のような4つの取り組み課題があるように思う。

1 体験者の手記や証言を再読し、広める活動

最近、NO FENCEの会報30号で紹介した全巨里教化所体験者の権孝真氏の証言を再読した。実にくわしく、生々しい内容である。収容所ではなく、教化所（刑務所）の証言であるが、収容所に劣らない内容である。2014年7月号の会報（第30号）を再読していただきたい。NO FENCEのウェブサイトの「刊行物&出版物」から会報に行き着ける。

金ヘスクさんの証言も他の号に載っている。女性の収容所体験記は貴重で、その翻訳が望まれる。翻訳し、公表していこう。

会員諸氏！友人に権孝真さんの証言を転送して、読んでもらおう。やはり体験者の証言を知り、広めるのが、NO FENCE運動の原点だと思う。

2 人権を重んずる運動をしている各界の識者たちに輪を広げよう

去る3月1日の伊藤真氏講演会の実現のように、NO FENCEは、人権派で活躍している各界の識者たちに、収容所の存在を訴える出版物（たとえば最近の私のもの）を広め、対話をする活動を開始している。この方に訴えてほしいという案をお知らせいただきたい。運動をもうひとまわり広げるためである。

3 収容所の実態を中国語に翻訳し、中国人に訴えていく活動

申東赫氏の手記 *Escape from Camp 14* の中国語版(台湾)が刊行されて喜んだのは昨年2月であった。しかし申東赫氏の最近の証言訂正で、その収容所が14号でなく18号の可能性が大であるとすれば、他の証言の中国語版が必要である。

韓国の金尚憲さんたちが編集した *Are They Telling the Truth?* の中国語版、または北朝鮮強制収容所の証言の抜粋集をつくり、その中国語版をつくって、NO FENCEのホームページの中文サイトに掲載する活動が必要であろう。翻訳に協力してくださる、英語または日本語のできる中国人を紹介して

くありませんか。

4 COI 報告の日本語訳の活用

去る2月18日のICNK（北朝鮮の人道犯罪を即刻やめさせる国際NGO連合）日本（支部）の院内集會に、政府の拉致対策本部の職員の方たちも参加していた。COI報告1周年記念の集會であった。外務省からそこに派遣されている職員の方たちにうかがったところ、いま政府が取り組んでいるCOI報告の日本語訳は、今年の夏頃に完成する見込で、インターネットで発表する予定とのことであった。

A4用紙400ページに及ぶ膨大な英文報告の日本語訳を、重点的に再編集し、社会的に活用し広める活動が、われわれに求められる。数カ月後である。これが公共放送であるNHKほかマスコミで活用されていけば、国民の認識は急速に進むであろう。2006年に議員立法で成立した日本版北朝鮮人権法の実践でもある。

上記の4つの取り組みのうち、すぐできるのは、NO FENCEの会報をファイルし、過去に載せた証言などを読みかえすことである。証言の重みを感じる。

伊藤真氏講演会 報告

世話人 木村 亮

去る3月1日に開いたNO FENCE集會では、「北朝鮮の人権問題と日本国憲法の精神」と題して、伊藤真氏（弁護士、伊藤塾塾長）に講演をしていただいた。

伊藤氏は護憲派の弁護士として影響力の大きい存在である。北朝鮮の人権問題に取り組んでいる弁護士や人権活動家にも、伊藤氏から学んだ人たちが多い。そこで、護憲派・人権派の人々（その少なからぬ部分が、北朝鮮の軍事独裁政府による人権抑圧を無視しているか、事実上擁護している）に対するアピールの一環として、伊藤氏とのジョイントを企画したのである。伊藤氏は、年間100本をゆうに超える講演で全国を駆け回るなか、小川晴久副代表の本『北朝鮮の人権問題にどう向きあうか』を事前に読んだうえで講演に臨んでくださった。感謝の念に堪えない。

伊藤氏は、自分は北朝鮮の人権問題について専門的に取り組んでいる者ではないが、人権についての解説から今日の対話を始めたい、と前置きしたうえで講演に入った。講演と対話の内容は多岐にわたるが、印象深かった点を中心に要約する（文責は木村）。

北朝鮮の人権問題と日本国憲法

日本にいる私たちが北朝鮮の人権問題に向き合うことには、3つの側面があると思う。第一に、ひとりの人間としての責任。第二に、アジア人としての責任。そして第三に、日本人として、すなわち、日本国憲法の下に生きる人間としての責任。

日本国憲法は豊富な人権規定を持った憲法であるが、なかでも憲法9条と平和的生存権を有する点に特徴がある。それは徹底した恒久平和主義と、積極的非暴力平和主義の憲法である。それを活かした独自の貢献ができるのではないか。

また、立憲主義を放棄するような憲法改正がおこなわれようとしている今、北朝鮮がたどった歴史を知ることは、日本の歩みつつある過ちを知ることにもなるのではないか。

立憲主義

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3つを基本原理としている。しかし、これらの土台に「立憲主義」があるということが、あまり理解されていない。すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規としての憲法が国家権力を制限し、人権保障をはかる、これが立憲主義である。

法律を定めるのは多数意見である。ところが、ナチス・ドイツなどの歴史が示すように、情報操作や煽動によって、多数派の行動が破滅的な結果をもたらすこともある。そこで、多数意見でも奪えない価値を守るために、あらかじめ歯止めとして憲法が定められているのである。

したがって、憲法は法律ではない。法律は国民の自由を制限して社会の秩序を維持するものだが、憲法は逆に、国家権力を制限して国民の人権を保障するものである。

立憲主義は17世紀から数百年の時間をかけて内容的に進化し、空間的にも広がってきた。近代国家はすべて、人権保障を目的に国家権力を制限する立憲主義を採用している。確かに人権の思想は西洋キリスト教圏に発するものであるし、世界全体に普遍的に実現したこともないが、しかし、「人権は普遍的であるべきだ」と主張しつづける人々の力によって、事実、世界に広がってきたのである。

なかでも日本国憲法の立憲主義は、人権保障に加えて、戦争放棄も目的にしている点に特長がある。

積極的非暴力平和主義

日本国憲法は、第9条で徹底的な恒久平和主義を定めている。戦争を放棄しただけでなく、戦力不保持と交戦権否認まで定めた第2項が重要である。

そして、前文では平和的生存権を確認している。しかも、日本国民だけでなく、全世界の国民のそれを宣言している。紛争の原因となるような構造的暴力を根絶するために、積極的に、軍事力を用いずに国際貢献することによって、自国の安全と平和を達成することを要求しているのである。これを「積極的非暴力平和主義」と呼ぶことができる。

安倍首相は「積極的平和主義」という言葉を用いているが、それは海外での軍事展開を正当化するための用語であり、「非暴力」という要件が完全に抜けている。自民党憲法改正草案は立憲主義を破壊して国民主権を後退させ、基本的人権保障を形骸化し、戦争ができる国へと日本を変える内容である。

北朝鮮の人権問題への日本の責任

立憲主義による人権保障は他国と共通の理念であるが、積極的非暴力平和主義は日本独自の理念である。北朝鮮の人権問題に日本が果たす役割においても、人権を守るという世界共通の側面とともに、日本独自の責任があるのではないか。

また、豊富な人権保障を含む憲法をもっている日本でも、実際にはそうした建前とは真逆の人権侵

害がおこなわれている。北朝鮮は主体思想から唯一思想へ、そして先軍政治へと全体主義化の道をたどったが、日本の人たちは、特定秘密保護法、集団的自衛権行使容認、そして憲法改正の動きへと軍事化しつつあるわが身をふり返ることも大事である。

参加者との対話（一部）

Q 2002年9月17日の小泉訪朝によって金正日が日本人拉致を認めて以降、それまで「拉致は疑惑にすぎない」と言っていた左派が激しい批判にさらされた。いまや北朝鮮の人権に関する集会では、護憲派の姿がほとんど見えない。9月17日を境に、北朝鮮の人権問題に対する伊藤氏の認識に変化はあったか。

A 認識の変化はなかった。私は人権だけを基準に物事を判断してきた。朝鮮大学校の学生に日本国憲法の話をしたとき、「同胞のための弁護士になりたい」という学生に対して、「そのような狭い視野ではなく、人権のための弁護士になってほしい」と訴えた。韓国で、「（日本は軍隊をもってはいけな
いが——木村）韓国が軍隊をもつことは正しい」と言う人と論争したこともある。私にとっては人権だけが基準であり、「社会主義だから」とか「朝鮮だから」という理由でそれを曲げたことはない。

認識に変化はなかったが、それが良いか悪いかは別のことである。「もっと積極的に関与すべきだ」と言われればそのとおりのかもしれない。

Q 北朝鮮が日本に向けてミサイルを撃ってくるたびに、その脅威への対処として日本の軍事化が進んできた。その意味で、9条を守るためにも、北朝鮮の軍事独裁体制と不可分の人権問題に日本の人々が取り組むことが必要ではないか。

A それはそのとおりだと思う。たとえば、北朝鮮の体制保障と引きかえに核開発の放棄をせまるという戦略があるが、それに成功したとしても、日本の安全は守られるが、北朝鮮の人々への抑圧は残ることになる。このような、他者の犠牲にもとづく安全に満足してはいけな
いと思う。

Q 北朝鮮の強制収容所にいる人たちにひとこと言えるとしたら、何と
言うか？ 強制収容所にいる人々のために何をして
くれるか？

A 「あなたは一人ではない」ということ。今後、北朝鮮の強制収容所をはじめとする人権問題について、折にふれて訴えていきたい。

私の感想

伊藤氏の「積極的非暴力平和主義」という用語は、日本国憲法の特徴を端的に表現しており、貴重だと感じた。

日本の護憲派のあいだでは、「非暴力平和主義」は共有されているが、「積極的」の部分はおろそかにされているように思う。自国の改憲や軍事化、排外主義を食い止めることに追われて、アジアや世界に積極的に平和をつくりだすという目標が見失われているように感じる。

かつて日本の護憲派は、韓国の民主化闘争を懸命に支援した。同じように、北朝鮮の人々の人権の

ために闘うべきではないのか。脱北者や韓国人とのそうした国際連帯を通じて、アジアに自由と平和を広げ、ナショナリズムを克服していくことが、基本的な目標になっていなければおかしいと思う。

NO FENCEの活動も、そのような実践としてもっと力を発揮しなければならない。伊藤氏から宿題を与えられたと思う。

伊藤氏は、今後、北朝鮮の強制収容所をはじめとする人権問題についても発信していきたいと語ってくださった。収容所にいる人々にとって、本当にありがたいことであろう。「日本国憲法の伝道師」という本業だけでも常人を遥かに超える働きをしている伊藤氏に対して、さらに仕事を要求するのはどうかと思いつつ、ぜひともその言葉を実現していただきたいと願ってやまない。

雑感——知的廉直について

事務局長 宋允復

申東赫氏の証言訂正騒動で、思わぬとばっちりを受けた一人に、李順玉さんがいる。

韓国の複数の新聞記事で「14号管理所出身だと嘘をついた者がもう一人いる」という話の流れで、暗に、あるいは名指しして、李さんもまた「14号管理所出身だと嘘をついていた」と書かれたのだ。

しかし李さんは著書『北朝鮮 泣いている女たち』に「价川市にある1号教化所（刑務所）に送られた」と書き、講演においてもそう語ってきており、私の知るかぎりただの一度も、「14号管理所に送られた」などと語ったことはない。

いぶかしく思い、当該記事を書いた記者に直接コンタクトし確認したが、金日成総合大学出身だというその記者は「彼女は『自分は政治犯だった』と言っている。政治犯を刑務所には送らないでしょう」という。そんないいかげんな当て推量で嘘つきだと決めつけられてはかなわない。

私は「著書にもただの一度も14号管理所への言及はなく、1号教化所で苦労したとはっきり書いてある。事実関係の明らかな誤りだから修正すべきだ」と促したのだが、「顔も知らない読者と相撲を取るつもりはない」と居直る始末であった。

もう一人の記者（新聞社は別）は先の脱北者記者の記事を引き写しにして、ご丁寧に李順玉さんを名指しまでした。この者にも「事実関係に誤りあり、修正されたし」と指摘したら、「確認します」とメールを返してきたまでは結構なのだが、1カ月半を経過していまだに修正していない。

●
確かに李順玉さんには話を誇張する傾向があり、特にキリスト教徒の迫害についてアメリカの教会で話した内容には虚偽もあった。国家財産横領罪で刑務所送りになったのに、「自分は政治犯だった」と述べて、他の政治犯収容所出身者から批判されもした。だからといって、ついてもいない嘘をついたと大部数の新聞に書かれる筋あいはない。それは不当な名誉毀損である。

速報性を旨とする新聞記事において、誤りを犯さないなどありえない。誤りに気づいたら速やかに訂正するのが、職業倫理として要請されるところだ。

ところが、新聞、週刊誌、テレビに限らず、世には誤りを認めずに押し通そうとするにとどまらず、

黒を白に、白を黒に言いくるめ、既成事実仕立てられるのだと構えている者が少なからずいる。

私は何もここで、ある種の人々の趣向におもねって朝鮮人ないし韓国人の職業倫理をあげつらいたいのではない。この類の心得ちがいをした者は、いずこにもいるからだ。

「消費税増税の影響は軽微だ、10%への追加増税もすべきだ」と公言しつづけた経済学者、エコノミスト、識者は、明確に謝罪し何らかの責任を取ったのか。

福島県では、これまで知られていた数百倍の高率で小児甲状腺がんが発症し、現にその悪性度ゆえに経過観察には委ねず手術をしているが、それにも関わらず「原発事故の影響とは考えにくい」と述べる専門家は嘘つきであろう。その言説を「専門家の言うことなのだからそうなのだろう」「それが科学的判断であるに違いない」と鵜呑みにしたがる者たちは私には愚昧と見えるのだが、当人たちの自己認識では「自分は体制側の権威ある専門家の言うことを理解し受け入れる側に立っているので、科学的・理性的・知性的で優れている」ということになるようだ。

「客観性や実証性を無視もしくは軽視して、自分が望むように世界を理解する態度」を反知性主義という（佐藤優氏の定義）。人間誰しもこの傾きはあろうし免れがたいが、それにしても近年の反知性主義的言辞の氾濫には辟易している。

たとえば、旧帝国軍人が関与した形での慰安婦強制事例は、読売新聞の従軍記者であった小俣行男氏の手記や、陸軍の経理将校だった産経新聞の鹿内信隆社長がわざわざサンケイ出版から発刊した対談本で、具体的に言及されている。戦後の軍経理学校同期生の文集には、インドネシア等の占領地での事例も記載されている。今ではそうした資料にインターネットで容易にアクセスできるのである。

もちろん実態からかけ離れた「20万人を奴隷狩りした」という類のプロパガンダに修正を迫る当為性はある、日本の償いへの取り組みを知らず、正当に評価せず、「何もしていない」と言いつのる韓国のあり方を批判するにも正当性はあるが、吉田清治の証言が虚偽だったからといって、そこから飛躍して「軍が関与しての強制性はなかった」と言うに至っては愚かと言わざるをえない。慰安婦問題が社会的トピックになる遙か以前の1960年代、70年代にも、現場で直接目撃した従軍記者、経理将校、軍医の補助していた衛生兵たちが具体的事例を書き残しているのだ。それを今さらなかったことにできるはずもなく、そんなことをしようとしたところでむしろ日本のイメージを損なうであろう。こんな簡単なことがなぜわからないのか私には不思議なのだが、ピーター・ドラッカー流に言えば、「彼らは何か違う現実を見ているのかもしれない」のであるから、決めつけは慎まなければならない。

いまだに「竹島は日本の固有の領土」と素朴に信仰している向きにも言いたいことがある。1987年に発表された京都大学の堀和夫氏論文以降の論争を経て、

- 1693年から1699年の「元禄竹島一件」
- 1877年（明治10年）の太政官指令「竹島外一島本邦と関係なし」
- 1905年の竹島編入の経緯

については、国立公文書館に所蔵されている江戸期から明治期の国文書に基づいて見解が整理され、その知見に照らして「江戸幕府にも所轄の鳥取藩にも竹島領有の意識はなく、明治10年にも近代国家としての地籍編纂にあたって『竹島は日本国の領土ではない』と判断している。したがって竹島は日本国固有の領土とは言いがたい」というのが、1990年代半ば以降固まった日本の専門家の多数説である（関心のある方は東郷和彦氏ほか『日本の領土問題』を参照されたい）。ゆうに20年は経過し

ているのに、その多数説がいまだ日本国民に共有されていない。

なぜに共有されないか。新聞が書かない。新聞の書かないことは、テレビではますますわからず報じられない。ゆえに日本国民の99.9%は知らないという次第となる。竹島問題に関しては、日本も事実上の情報統制体制となっているのだ。

北朝鮮、中国は言うまでもなく、韓国の情報統制ぶり、画一性、その無自覚に呆れる向きは多からう。相対的に日本がフェアであり言論の自由の幅が広いのは確かだろう。ただその日本にも、盲点になっていることはあるのであって、それがいたずらに韓国との関係を波立たせている要因となっているのも事実なのだ。

かかる議論を言論、司法、立法、行政、人権活動等々さまざまなフィールドの人々と折々交わしてきたが、これは私にとって、相手の知的率直さ、器量を測るバロメーターとなった。大学教授、弁護士、評論家、政治家、官僚、記者、プロデューサー、ディレクター等々肩書はそれぞれであるが、「ああ、こいつもやっぱり韓国人だな、手前味噌の話をしているに違いない」と決めつけて済ます人は少なくない。その場限りの反駁らしきものを試みて、あたかも自分が日本の国益を担って闘っているかのごとき自己陶醉に陥る人もある。たいていおつむの程度が良くないうえに、自信のなさや裏表の動物的な承認欲求、自己顕示欲の持ち主である。

一方で少数ながら「そうだったのか」「わかりやすい」「目から鱗が落ちたよ」と、自信に裏打ちされた鋭敏かつゆとりある反応を返し、論拠を質しメモを取る人、それから数週間後に週刊誌の記事にまとめた人、数年して著作にまとめた人もいた。そのなかには、全国的な知名度、評価を確立した人たちもいた。初対面の貧相な在日韓国人から、必ずしも耳に心地よいものでないはずの論点で縷々話を聞かされて、なおかつ知的生産に結びつけるそのタフネスと率直さには驚かされた。

これは年齢には関わらないようだ。知に対する構えとして、「何が事実なのか、正しいのか」と「何が自分にとって有利か、不利か」のいずれを意識的・無意識的に優先し選択しつづけているかの違いと見受けた。

こうした態度・姿勢の違いは、北朝鮮人権問題に関わる活動にも、形となって現れてくる。些細な言葉尻を捉えて「あいつは親北だ」「あいつは左翼だ」「あの団体は極左の巣窟だ」「だから排斥すべきだ」と決めつけてかかる。性急で短絡的な決めつけだった、事実は必ずしもそうではなかったと薄々気づいたなら、「あの時は、すまなかった」と率直に詫言すればよさそうなものだが、それができずに自己正当化に走り、背後でルーマーポリティクスにいそしむ。それに影響されてふらふら人への観方がぶれる者も、聞いてみればやれ弁護士だ、大学教授だ、人権活動家だというのだが、職業人としては初歩の初歩であるところの「本当のところはどうなのだろう」という健全な懐疑心さえ働かず、裏取りの構えさえおぼつかないのだから薄ら寒いかぎりである。

こうして見ると、争いがおのれ可愛さと理解力の不足に起因するというのは、基本的にはいづこも変わらない。したがって自分自身にもそうした傾向があるに違いないとわきまえて、それを自覚的にコントロールしようと努めるのが、修身齊家治國平天下の基だろう。聖徳太子もおっしゃった。我必ずしも聖ならず、彼必ずしも愚ならず（十七条憲法より）。阿Q云々と他人様をバカにしてはいても、自分にもそれに劣らず愚かなところがあるに違いないと構え自戒するのが、いい歳をした者のわきまえというものだろう。

思いつくがまま、つらつら書き連ねたものを読み返すと、われながら相当なフラストレーションを抱えているようだ。お読みいただいた諸氏にはご海容願いたい。